

証券コード 4926  
平成28年6月1日

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目18番12号

**株式会社シーボン**

代表取締役兼 金子靖代  
執行役員社長

### 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時  
※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第51期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cbon.co.jp/company/>）に掲載させていただきます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善など、緩やかな回復傾向にありましたが、実質賃金の伸び悩みから個人の消費マインドは依然として足踏み状態が続きました。

また、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあるなど、先行きにつきましては、依然として予断を許さない状況が続いております。

こうした経営環境の中、当社は「カスタマーバリューの創造」を経営指針として、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画に基づき、顧客数の拡大を図るとともに、獲得した顧客のロイヤルカスタマー化を目指しております。

当事業年度におきましては、新規顧客の獲得及び認知度向上を図るため、J R東京駅等の人々が集まる会場でイベントプロモーションを展開するとともに、契約率及び継続率の向上を目的としてポイントシステムを改善いたしました。また、当社の化粧品やサービスを気軽に“触れて試せる”ショップ型店舗を4店舗（百貨店へ初出店となる

「C’BON Beauty Oasis 東急百貨店たまプラーザ店」、「C’BON Beauty Oasis イオン相模原店」、「C’BON Beauty Oasis 銀座店」及び「シャレオ広島店」）を出店いたしました。さらに、銀座地区の2店舗目として、従来のサロン型店舗である「GINZA店」を出店し、販売網の拡大を図ってまいりました。

既存顧客につきましては、季節に応じたキャンペーンに加え、ポイントサービスの拡充を図ってまいりました。また、メールアンケートを積極的に活用したきめ細やかなサービスを提供し、顧客満足度の向上を常に意識した接客に努めてまいりました。特に、2月に実施した『ファーマントパウダー』増量キャンペーンが好調に推移いたしました。

製品におきましては、新たに下記の製品を発売いたしました。

- ・ 4月：気になるくすみや赤み、色ムラなどをカバーし、美肌を演出する肌色補正・U

Vカット・スキンケアの3つの機能を備えた日やけ止め化粧下地『ブライトアップUVプライマー』を新発売。また、本製品を美白スキンケアライン『ホホワイト』シリーズの3アイテムにセットした『FWセット』を数量限定で発売。

よりスピーディーなケアを可能にし、保湿効果のある初夏におすすめのスペシャルケアセット『RSPA 01』を新発売。

- ・ 5月：紫外線ダメージ等を受けた肌にアプローチする美容液『ブライトアップコンク』を、本格派美顔器『美肌スペシャリスト5』用に新発売。  
紫外線等によるダメージ肌に働きかける『SPA PJ-W』をバージョンアップしたスペシャルケアセット『SPA 04』を期間限定発売。
- ・ 6月：肌にやさしい使い心地と植物原料配合の自然派スキンケア『ファーム』シリーズ3品を新発売。  
ほんのり優しい甘味とさわやかな酸味が特徴の白桃味のドリンク『酵素美人-桃』を新発売。  
きめ細やかなクリーミーな泡でクリアな透輝肌へ洗い上げる泡洗顔料『ブライトアップクリアウォッシュS』を医薬部外品化してバージョンアップ。
- ・ 7月：自然派スキンケア『ファーム』シリーズより、季節や紫外線などの影響により敏感に揺らいだ不安定な状態の肌を健やかに整える化粧水『アセンディンググローション』を新発売。  
エイジングケアライン『コンセントレート』シリーズを『コンセントレートプラス』シリーズとしてバージョンアップし、導入美容液・美容液・パックの3アイテムを新発売。
- ・ 8月：紫外線を浴びてダメージを受けた肌をケアするシートタイプのエッセンパック『フレッシュセラムマスクC』をバージョンアップ。
- ・ 9月：自然派スキンケア『ファーム』シリーズより、うるおいを与えながら健やかな爪を育むキューティクルオイル『トリートメントネイルオイル』を新発売。
- ・ 10月：エイジングケアライン『コンセントレートプラス』シリーズより、化粧水・保湿クリームの2アイテムを新発売。  
ベーシックケアライン『フェイシャリスト』シリーズより、徹底保湿のためのクリーム『モイスチャークリーム』を新発売。  
自然派スキンケア『ファーム』シリーズより、顔だけでなく全身に使えるトリートメントオイル『ハーバルトリートメントオイル』を新発売。
- ・ 11月：本格派美顔器『美肌スペシャリスト5』用に開発され、年齢サインにアプローチする美容液『リンクルコンクF』をバージョンアップ。  
『酵素美人』シリーズの姉妹品として、香り高く、みずみずしい味わいの白葡萄である長野県産ナイアガラ味の『葡萄美人-白』を新発売。また、今秋に収穫された巨峰ストレート果汁を使用したドリンク『葡萄美人-2015』を数量限定で発売。

より身近に手にとって効果を実感してもらうためのスキンケアライン『アビリティ』シリーズより、『トライアルセット』を通信販売をメインチャネルとして新発売。

乾きがちな肌をうるおいで満たし、年齢サインに集中アプローチするスペシャルケアセット『SPA 05』を期間限定発売。

- ・12月：本格派美顔器『美肌スペシャリスト5』用に開発され、トータルエイジングケア美容液『リバイタライジングコンクF』をバージョンアップ。  
生姜を使用したドリンク『酵素美人一金』を数量限定で発売。
- ・1月：エイジングケアライン『コンセントレートプラス』シリーズより、目元用クリーム・保湿パックの2アイテムを新発売。
- ・3月：エイジングケアライン『コンセントレートプラス』シリーズより、クレンジング&マッサージクリーム・洗顔料・保湿クリームの3アイテムを新発売し、ラインナップが完成。

以上の販売活動に加え、50周年を記念した特別企画を実施してまいりましたが、イベント集客において、集客ツールやマニュアルの見直しと、経費効率の良い集客活動に絞り込んだことにより、契約率は向上し経費は減少しましたが、新規来店数が大幅に減少いたしました。この影響により、直営店舗における売上高は12,418,193千円（前年同期比8.2%減）となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高12,833,421千円（前年同期比7.9%減）、営業利益235,063千円（前年同期比56.4%減）、経常利益284,784千円（前年同期比52.3%減）、当期純利益104,452千円（前年同期比65.5%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、販売網の拡大を図るべく直営店を5店舗開設し、5店舗を改装いたしました。また、顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、1店舗を移設いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は266,787千円（出店に伴う敷金保証金を含む）となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は9,091千円であり、これは、店舗の移転・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (平成25年3月期)	第 49 期 (平成26年3月期)	第 50 期 (平成27年3月期)	第 51 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	14,147,899	15,017,626	13,934,884	12,833,421
経 常 利 益 (千円)	930,360	1,430,587	597,418	284,784
当 期 純 利 益 (千円)	493,153	840,149	302,398	104,452
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	120.46	206.73	75.51	25.83
総 資 産 (千円)	11,239,186	11,860,646	11,618,309	11,155,914
純 資 産 (千円)	8,581,336	8,828,803	8,903,553	8,802,646
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,097.13	2,217.27	2,210.05	2,164.76

- (3) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画の経営指針として「カスタマーバリューの創造」を掲げ、ブランド力の強化や人材育成等を図ることで、お客様一人ひとりが当社の製品・サービスを利用することに付加価値を見出せる事業体制を押し進めてまいります。

中期経営計画実現のための重点課題として、「ブランド力の強化」「人材の強化」「製品開発力の強化」の3つの項目を掲げております。

##### ① ブランド力の強化

新たなお客様を獲得するため、集客力のある商圏への出店を継続するとともに、オープンレイアウトで視認性が高く、ワンストップで美容サービスを提供する店舗を展開することで、当社の製品・サービスを訴求してまいります。

また、WEBを活用した情報発信を積極的に行うことで、「C'BON」のブランド価値を高め、WEBをはじめとした様々な集客活動を行いやすい事業基盤の構築と通信販売における新規顧客獲得を図ってまいります。

さらに、ポイントサービスの拡充による魅力的な会員サービスを展開するとともに、接客時の販促ツールとしてタブレット端末等を活用した接客の質の向上により、顧客基盤の強化を図ってまいります。

##### ② 人材の強化

当社の製品・サービスと並んで重要な成長の源泉は人材です。女性の活躍がこれまで以上に期待される現在において、優秀な人材の獲得・育成は重要な経営課題であると考えております。そのために、パート社員の正社員化の推進や復職支援等、女性の多様なライフステージに対応した働きやすい職場環境の充実と教育制度、評価制度の整備を進めていきます。

また、人事制度の整備とあわせて、社員の働き方の多様性に対する取り組みを積極的に情報発信していくことで、女性が輝く企業のリーディングカンパニーとしての地位確立を目指してまいります。

##### ③ 製品開発力の強化

当社が化粧品メーカーとしての確固たる地位を築くため、製品開発力の強化にも注力してまいります。具体的には、多様化する販売チャンネルに合わせた製品、健康食品の開発等、市場ニーズに迅速に対応できる開発体制を構築してまいります。

また、市場ニーズや研究開発のトレンドに対応するため、大学等の外部研究機関との連携を視野に入れ、当社が有する肌データを活用した共同研究を図ることで、独自の製品ラインアップを投入してまいります。

一方で、製品の安全面を担保するための評価体制の強化と品質保証体制の充実を図り、お客様が安心して使用できる製品づくりを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

化粧品及び医薬部外品の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

- ① 本店 東京都港区六本木七丁目18番12号
- ② メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」  
神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号
- ③ 生産センター 栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④ 研究開発センター 栃木県河内郡上三川町多功2570番3
- ⑤ 直営店 フェイシャリストサロン109店舗  
シーボンビューティオアシス4店舗 その他1店舗
- ⑥ 集客拠点 9ヶ所

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 当社の使用人数の推移

部 門 区 分	使 用 人 数 ( 名 )	前 事 業 年 度 末 比 増 減 ( 名 )
本 社 部 門	159 (120)	△ 2 (12)
直 販 営 業 部 門	943 (314)	0 (△21)
生 産 部 門	57 (63)	△ 1 (△ 2)
合 計	1,159 (497)	△ 3 (△11)

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の( )は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

	使用人数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	78 (16)	42.7	13.8
女 性	1,081 (481)	34.0	7.5
合計又は平均	1,159 (497)	34.6	7.9

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の( )は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 4,271,300株  |
| (3) 株主数        | 11,985名     |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.17%
シーボン従業員持株会	239	5.60
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	178	4.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	120	2.80
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	91	2.13
望月暁一	81	1.91
金子靖代	73	1.73
藤井達夫	70	1.66

- (注) 1. 持株数は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（159株）を控除して計算しております。  
 3. 持株比率の計算上、資産管理サービス信託銀行株式会社（株式給付信託（J-E SOP））が所有する当社株式178,796株及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（従業員持株会信託型E SOP）の所有する当社株式29,400株を含めて計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成28年3月31日現在)

		第2回新株予約権
発行決議日		平成25年7月18日取締役会決議
新株予約権の数		214個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり207,000円 (1株当たり2,070円)
権利行使期間		平成27年8月1日から 平成34年7月31日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 214個 目的となる株式数 21,400株 保有者数 4人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
- ② 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	犬 塚 雅 大	－
代表取締役兼執行役員社長	金 子 靖 代	－
常務取締役兼執行役員	諏 佐 貴 紀	管理部兼社長室担当
取締役兼執行役員	朱 峰 玲 子	直販営業部兼営業企画部担当
取締役兼執行役員	三 上 直 子	生産部担当
取 締 役	高 橋 健	株式会社ウエストホールディングス 社外監査役
取 締 役	片 山 利 雄	－
常 勤 監 査 役	乾 久 美 子	－
監 査 役	土 屋 奈 生	PwC弁護士法人 弁護士
監 査 役	大 井 素 美	大井公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 高橋健氏及び取締役 片山利雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 乾久美子氏、監査役 土屋奈生氏及び監査役 大井素美氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 乾久美子氏及び監査役 大井素美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
4. 平成27年10月1日付で、取締役兼執行役員 朱峰玲子氏の担当が、営業推進部担当から営業企画部担当となりました。
5. 当社は、取締役 高橋健氏及び取締役 片山利雄氏、常勤監査役 乾久美子氏、監査役 土屋奈生氏及び監査役 大井素美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成28年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏 名)	(当社における地位及び担当)	
崎 山 一 弘	執 行 役 員	直販営業部担当
清 水 和 子	執 行 役 員	美容指導担当
久保田 英 男	執 行 役 員	管 理 部 担 当
中 沢 ひろみ	執 行 役 員	営 業 企 画 部 担 当
菅 原 桂 子	執 行 役 員	直販営業部担当

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任辞由	退任時の地位
白石真澄	平成27年6月24日	任期満了	取締役 (社外取締役)
中沢ひろみ	平成27年6月24日	辞任	常勤監査役 (社外監査役)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 高橋健氏及び取締役 片山利雄氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役 乾久美子氏、監査役 土屋奈生氏及び監査役 大井素美氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3)	199百万円 (12)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	17 (17)
合計 (うち社外役員)	12 (7)	217 (30)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。また、別枠で平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記の支給額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として取締役4名に対し0.7百万円を含んでおります。

5. 上記以外に、平成18年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定金額は取締役1名で7百万円になっており、当該金額はすでに未払金として計上済みになっております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 高橋健氏は、株式会社ウエストホールディングス 社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 土屋奈生氏は、PwC弁護士法人の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 大井素美氏は、大井公認会計士事務所 所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 高橋 健	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 片山 利雄	平成27年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
常勤 監査役 乾 久美子	平成27年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地、豊富な経験と幅広い見識から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っており、監査体制の充実に寄与し、日常的にも助言・提言を活発に行っております。
監査役 土屋 奈生	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役 大井 素美	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたします。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために、「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守しています。
  - ② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役・社外監査役で構成される任意の「ガバナンス委員会」を設置し、経営陣の指名・報酬を含むガバナンス体制について審議を行うことで、より経営の透明性・公正性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として運用しています。
  - ③ 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しています。
  - ④ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙しています。
  - ⑤ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
  - ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じる

とともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行っています。

- ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しています。
- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役及び執行役員の実務執行状況を監督しています。
- ② 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備しています。
- ③ 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催して迅速かつ適切な意思決定を図り、経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定しています。
- ④ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置しています。

#### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置します。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしています。

#### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取



- 締役会、経営会議やその他の重要会議に出席しています。
- ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しています。
  - ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告することとしています。
  - ④ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしています。
7. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行する上で必要な費用は、会社は請求に応じて速やかに支払いをしています。
8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じています。
  - ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保しています。
9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の強化に努めています。
  - ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用しています。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としています。
  - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

## 11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。取締役等に対してはコンプライアンス意識の醸成のための研修会を適宜実施しています。使用人に対しては教育担当部門が教育を行っています。

### ② 情報の保存及び管理体制に関する取組み

情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。また、必要に応じて閲覧できるようにしています。廃棄の際には、溶解処理等によって再生不可能とする処分方法により廃棄しています。

### ③ リスク管理に関する取組み

損失の危機管理は、リスク管理規程及び関連諸規程に基づき、リスク発生を未然に防止する諸施策を講じています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。今後も株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、配当の継続に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成28年5月16日開催の取締役会において、創立50周年を迎えたことに伴う記念配当として、1株につき20円と決議させていただきました。すでに平成27年11月30日に実施済みの中間配当金1株当たり30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は平成28年6月24日の予定としております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,925,032	流動負債	1,605,199
現金及び預金	2,720,100	買掛金	117,270
売掛金	902,551	リース債務	3,846
商品及び製品	424,185	未払金	752,884
仕掛品	64,333	未払費用	117,563
原材料及び貯蔵品	489,210	未払法人税等	141,876
前払費用	110,647	前受金	3,854
繰延税金資産	172,075	ポイント引当金	381,133
その他	42,045	資産除去債務	4,118
貸倒引当金	△117	その他	82,652
固定資産	6,230,881	固定負債	748,068
有形固定資産	4,518,046	リース債務	2,396
建物	2,580,561	株式給付引当金	147,554
構築物	170,211	資産除去債務	311,307
機械及び装置	175,758	その他	286,809
車両運搬具	13,466	負債合計	2,353,268
工具、器具及び備品	195,743	純資産の部	
土地	1,378,554	株主資本	8,677,877
建設仮勘定	3,750	資本金	474,061
無形固定資産	113,210	資本剰余金	357,961
ソフトウェア	27,008	資本準備金	357,961
その他	86,201	利益剰余金	8,251,029
投資その他の資産	1,599,625	利益準備金	37,758
投資有価証券	271,077	その他利益剰余金	8,213,271
関係会社株式	94,587	固定資産圧縮積立金	15,040
破産更生債権等	9	別途積立金	100,000
長期前払費用	20,294	繰越利益剰余金	8,098,231
繰延税金資産	154,754	自己株式	△405,175
敷金及び保証金	842,376	評価・換算差額等	117,416
その他	239,535	その他有価証券評価差額金	117,416
貸倒引当金	△23,009	新株予約権	7,353
資産合計	11,155,914	純資産合計	8,802,646
		負債純資産合計	11,155,914

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,833,421
売 上 原 価		2,628,828
売 上 総 利 益		10,204,592
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,969,528
営 業 利 益		235,063
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,433	
受 取 家 賃	41,052	
そ の 他	4,035	50,521
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	104	
社 宅 等 解 約 損	231	
為 替 差 損	377	
そ の 他	87	801
経 常 利 益		284,784
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,091	
減 損 損 失	18,156	27,248
税 引 前 当 期 純 利 益		257,535
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	130,954	
法 人 税 等 調 整 額	22,129	153,083
当 期 純 利 益		104,452

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成27年4月1日 期首残高	472,608	356,508	356,508	37,758	15,376	100,000	8,292,362	8,445,497	△460,880	8,813,734
事業年度中の変動額										
新株の発行	1,452	1,452	1,452							2,905
剰余金の配当							△298,919	△298,919		△298,919
固定資産圧縮積立金の取崩し					△336		336	-		-
当期純利益							104,452	104,452		104,452
自己株式の処分									55,704	55,704
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	1,452	1,452	1,452	-	△336	-	△194,131	△194,467	55,704	△135,857
平成28年3月31日 期末残高	474,061	357,961	357,961	37,758	15,040	100,000	8,098,231	8,251,029	△405,175	8,677,877

項目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日 期首残高	83,143	83,143	6,675	8,903,553
事業年度中の変動額				
新株の発行				2,905
剰余金の配当				△298,919
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純利益				104,452
自己株式の処分				55,704
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	34,272	34,272	677	34,950
事業年度中の変動額合計	34,272	34,272	677	△100,906
平成28年3月31日 期末残高	117,416	117,416	7,353	8,802,646

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

構築物 7年～60年

機械及び装置 7年～17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。

## ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

## ④ ポイント引当金

商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

## ⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における給付見込額を基礎として計上しております。

## (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,501,879千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	1,728千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	9千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	8,767千円
仕入高	5,410千円
販売費及び一般管理費	2,160千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,269,800株	1,500株	－株	4,271,300株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,500株は、新株予約権の権利行使により新株を発行したことによる増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	244,155株	一株	35,800株	208,355株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少35,800株は、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却したもの等であります。

2. 自己株式数には、当事業年度末日において、従業員持株会信託口が所有する当社株式29,400株及び株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 170,785千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月25日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金2,608千円及び株式給付信託口に対する配当金7,151千円を含めております。

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・ 配当金の総額 128,134千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 30円
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年11月30日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金1,419千円及び株式給付信託口に対する配当金5,363千円を含めております。



② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年5月16日開催の取締役会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 85,422千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月24日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金588千円及び株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	9,700株
新株予約権の残高	97個

	第2回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	29,400株
新株予約権の残高	294個

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	13,798千円
未払事業所税	3,641千円
未払賞与	26,101千円
未払費用	6,386千円
未払退職金	208千円
ポイント引当金	117,617千円
資産除去債務	1,271千円
減損損失	3,050千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>172,075千円</u>
繰延税金資産（固定）	
一括償却資産	11,019千円
減損損失	50,500千円
減価償却限度超過額	14,332千円
貸倒引当金	7,081千円
会員権評価損	5,817千円
投資有価証券評価損	3,449千円
未払退職金	23,523千円
資産除去債務	95,322千円
株式給付引当金	45,181千円
関係会社株式	643千円
小計	<u>256,871千円</u>
評価性引当額	<u>△22,453千円</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>234,418千円</u>
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△6,890千円
その他有価証券評価差額金	△47,311千円
資産除去債務に対応する除去費用	△25,462千円
繰延税金負債（固定）合計	<u>△79,663千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>154,754千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>326,829千円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
住民税均等割	8.4%
評価性引当額	△0.6%
研究開発費等の特別控除	△4.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.2%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.4%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は15,996千円減少し、法人税等調整額が18,530千円、その他有価証券評価差額金が2,533千円、それぞれ増加しております。

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	2,720,100	2,720,100	－
② 売掛金（※）	902,433	902,433	－
③ 投資有価証券	271,077	271,077	－
④ 敷金及び保証金	842,376	836,209	△6,167
資産計	4,735,988	4,729,821	△6,167
① 買掛金	117,270	117,270	－
② 未払金	752,884	752,884	－
③ 未払法人税等	141,876	141,876	－
負債計	1,012,030	1,012,030	－

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金 ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

①買掛金 ②未払金 ③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額94,587千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	2,720,100
売掛金	902,433
合計	3,622,534

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,164.76円
(2) 1株当たり当期純利益	25.83円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均株式数については、従業員持株会信託口及び株式給付信託口が所有する自己株式を控除して算定しております。

## 9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要  
当社は確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 退職給付費用に関する事項	
確定拠出年金掛金	24,646千円

## 10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パピリオン並びに工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数（15年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に1.744%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

六本木本店、パピリオン及び工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数（主に50年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.585%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	304,647千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,515千円
時の経過による調整額	4,380千円
資産除去債務の履行による減少額	2,117千円
期末残高	315,426千円

## 11. 追加情報

（従業員持株会信託型E S O P）

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」）の導入を決議しております。

本制度では、当社が「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当社株式を譲渡していく目的で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下、「従業員持株会信託口」）が、本信託の設定後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、持株会への売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社が従業員持株会信託口の債務を保証しており、総額法を適用しております。

なお、当事業年度末日に従業員持株会信託口が所有する当社株式は、総額法の適用により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は45,746千円、株式数は29,400株であります。

(株式給付信託 (J-E S O P) )

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気の向上と福利厚生制度の拡充を目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-E S O P) 」 (以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入すること及び本信託の設定時期、金額等の詳細について決議しております。この導入に伴い、平成25年11月13日付で資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (以下、「株式給付信託口」) が当社株式178,900株を取得しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該本信託については、総額法を適用し、当事業年度末日に株式給付信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は359,201千円、株式数は178,796株であります。



独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社シーボン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	隆	司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林			敬	子

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株 式 会 社	シ ー ボ ン	監 査 役 会	
常 勤	監 査 役	乾	久 美 子 ㊟
( 社 外	監 査 役 )		
監	査 役	土 屋	奈 生 ㊟
( 社 外	監 査 役 )		
監	査 役	大 井	素 美 ㊟
( 社 外	監 査 役 )		

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の招集権者及び議長に関する規定について、取締役会の運営の柔軟性を確保するため改正するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されたため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更以外に一部字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条（条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第13条（条文省略）</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第1条～第12条（現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第13条（現行どおり）</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第14条～第23条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第14条～第23条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>において予め定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項</u>により定められた招集権者又は議長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第25条～第27条（条文省略）</p>	<p>第25条～第27条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上で<u>予め</u>定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(選任)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>第31条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で<u>予め</u>定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	いぬづかまさひろ 犬塚雅大 (昭和29年6月13日生)	昭和53年4月 当社入社 昭和53年9月 当社美容部長 昭和56年9月 当社取締役営業部長 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和61年7月 当社代表取締役社長 平成17年12月 当社代表取締役会長（現任）	733,560株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、昭和61年から平成17年まで代表取締役社長、また平成17年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	かねこやすよ 金子靖代 (昭和34年7月17日生)	昭和55年4月 (株)秋山愛生館（現 (株)スズケン）入社 昭和59年3月 当社入社 平成12年4月 当社管理本部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社営業本部担当 平成16年9月 当社取締役副社長 平成17年12月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役兼執行役員社長（現任）	73,900株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 入社以来、主に製品開発分野に従事し、管理本部長、専務取締役、営業本部担当取締役、取締役副社長を経て、平成17年から代表取締役社長として、シーボンにおける豊富な製品開発力、企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	すきたかのり 諏佐貴紀 (昭和48年1月24日生)	平成9年10月 (株)ダイナック入社 平成12年8月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 管理本部部長 平成20年6月 当社取締役 管理本部担当（現任） 平成25年6月 当社常務取締役兼執行役員（現任） 社長室担当（現任）	5,500株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 入社以来、主に経営企画及び財務分野を始め、当社の管理部門で豊富な経験を有し、資本政策等の推進でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	みかみなおこ 三上直子 (昭和36年3月12日生)	昭和58年4月 味の素(株) 入社 平成19年4月 武蔵野大学客員教授(現任) 平成22年1月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 生産部担当 平成24年6月 当社取締役 生産部担当(現任) 平成25年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	3,000株
<取締役候補者とした理由> 入社以来、生産及び品質保証分野で豊富な経験を有し、生産や物流の効率化でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	たかほしけん 高橋 健 (昭和21年8月3日生)	昭和44年4月 三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株)) 入社 平成4年4月 欧州三井信託銀行(株) 取締役社長 平成8年10月 欧州三井信託銀行(株) 取締役会長 兼 三井トラストインターナショナル(株) 取締役会長 平成10年9月 プルデンシャル三井トラスト投信(株) 取締役営業部長 平成13年6月 新光証券(株)(現 みずほ証券(株)) 執行役員 平成14年5月 同社常務執行役員 平成16年11月 新光証券(香港) 有限公司取締役 兼務 平成17年6月 新光証券セキュリティーズ・ホールディングス・インク(株)代表取締役社長 兼務 平成21年4月 みずほ証券(株) シニアアドバイザー 平成21年6月 当社社外取締役(現任) 平成22年5月 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ(株)取締役会長 平成26年6月 (株)ウエストホールディングス 監査役(現任)	一株
<社外取締役候補者とした理由> コーポレートガバナンスに関する高い見識と企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において7年間となります。			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
6	かた やま とし お 片山利雄 (昭和25年1月6日生)	昭和48年8月 (株)日本染芸(現 (株)ニッセンホールディングス) 入社 昭和56年12月 (株)ニッセン(現 (株)ニッセンホールディングス) 取締役 昭和61年3月 同社常務取締役 平成11年11月 同社代表取締役専務 平成12年12月 同社代表取締役社長 平成19年6月 (株)ニッセンホールディングス 代表取締役社長 平成23年12月 (株)ニッセンホールディングス 代表取締役会長 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	一株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;  コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において1年間となります。</p>			
7	むら まつ くに こ 村松邦子 (昭和33年9月1日生) <新任>	昭和58年10月 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社 入社 平成21年10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員(現任) 平成22年1月 株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役(現任) 平成26年1月 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) 理事(現任)	一株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;  コーポレートガバナンスに関する高い見識と、コンプライアンス、CSR、ダイバーシティ推進に事業会社で長年取り組まれた経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、平成28年3月31日現在の状況であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋健氏及び片山利雄氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、村松邦子氏についても、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者としての独立性  
(1) 高橋健氏、片山利雄氏及び村松邦子氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行



- 者となったことはありません。
- (2) 高橋健氏、片山利雄氏及び村松邦子氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
  - (3) 高橋健氏、片山利雄氏及び村松邦子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
5. 当社は、高橋健氏及び片山利雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、村松邦子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 土屋奈生氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

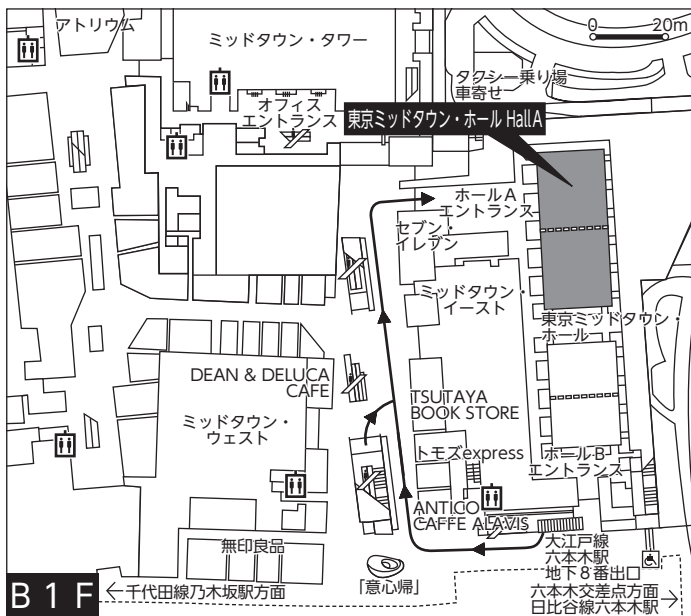
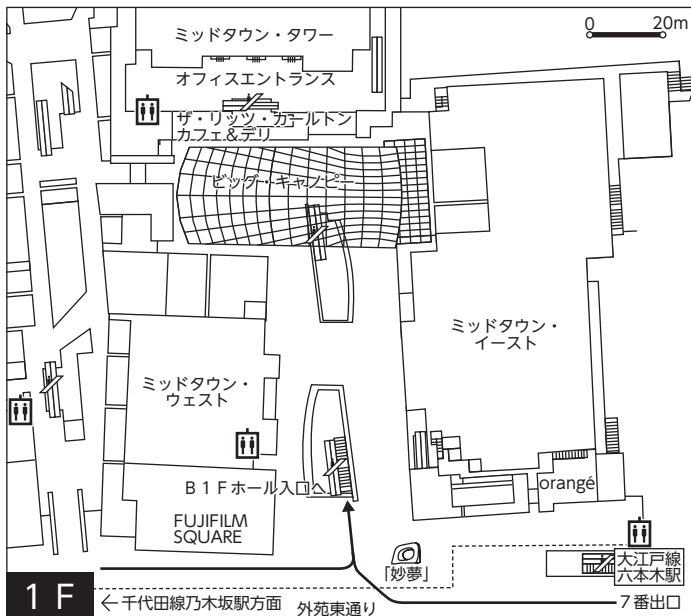
監査役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
田畑千絵 (昭和50年7月19日生) <新任>	平成10年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 平成21年12月 第二東京弁護士会登録 平成22年1月 隼あすか法律事務所 入所 平成27年6月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田畑千絵氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 田畑千絵氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識・経験等を当社監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。同氏は、直接企業経営に関与したことがない候補者であります。上記の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 田畑千絵氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 田畑千絵氏は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 田畑千絵氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
5. 当社は、田畑千絵氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

以上

「会場ご案内図（拡大）」



# 株主総会 会場ご案内図

(詳細は裏面をご参照ください)

会場 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階  
東京ミッドタウン・ホール HallA



(お願い)  
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

**最寄駅 六本木駅**  
都営大江戸線 : 地下8番出口より直結  
東京メトロ日比谷線 : 4a出口側から地下通路を経由し、地下8番出口より直結  
**乃木坂駅**  
東京メトロ千代田線 : 3番出口より徒歩約3分  
**六本木一丁目駅**  
東京メトロ南北線 : 1番出口より徒歩約10分

**UD FONT** 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

この冊子は、環境に優しい  
植物油インキを使用して印刷  
しています

